

## 1. 計画の基本目標等

### 【趣旨・目的】

- 現行計画の計画期間(平成26年度～平成30年度)が満了することに伴い、国の障害者基本計画等を踏まえて策定
- 計画期間:2019年4月から2024年3月まで(5年間)

### 【基本目標】

「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、地域とともに生きる社会づくり」

### 【これまでの計画】

第1次	宮崎県障害者計画	(H13～H22)
第2次	みやざき障がい者安心プラン(※)	(H19～H25)
第3次	宮崎県障がい者計画	(H26～H30)

※平成17年6月に障害者基本法が改定され、平成17年10月に障害者自立支援法が制定されたため、期間途中での策定。

### 【計画の対象】

この計画の対象とする障がいのある人とは、障害者基本法の規定に基づき、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者のみではなく、発達障がいのある人、高次脳機能障がい、難病患者など心身の機能の障がいがある方であって日常生活や社会生活で継続して相当な制限を受けている全ての人を対象とする。

※ 障害者基本法第2条

## 2. 総論《障がい者の現状》

### (1) 本県における障がい者数

障がい者数(平成29年度末現在)	
総人口	1,080,091人(H30.4.1)
身体障がい者	62,644人(5.8%)
知的障がい者	11,479人(1.0%)
精神障がい者	8,289人(0.8%)
合計	82,412人(7.6%)

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者数

## 3. 総論《施策推進の視点》

- 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
  - ・ 物理的障壁の除去、情報を得やすい環境又は配慮、「心のバリアフリー」をさらに推進
- 地域資源の有効活用・分野横断的な連携による支援
  - ・ 地域を支える人材など限られた地域社会の資源を有効活用した、連携による総合的な支援体制の構築
- 社会生活の充実及び障がいの特性等に応じた多様な自立の支援
  - ・ 障がいの特性等に応じた多様な自立の支援を可能とする環境整備や支援体制の構築
- 安全・安心で充実した生活環境の確保
  - ・ 地域における防犯・防災の取組の充実及び医療的ケアを含めた居宅サービス、ショートステイの充実

## 4. 各論《施策推進の視点から見た主な取組》

### (1) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

- 主な取組等
  - ・ 障がいの特性に応じた幅広い情報伝達手段の普及や利用促進を図るための条例を制定し、市町村と連携の上、各種施策を展開  
*《第6節 情報・コミュニケーション:案69頁》*
  - ・ 障がいのあるなしに関わらず、利用しやすい施設等の環境整備に加え、交流、協働の取組による心のバリアフリーの促進などのハード、ソフト両面のアクセシビリティの向上に資する取組を実施  
*《第1節 啓発・広報:案16頁》*  
*《第7節 生活・環境:案79頁》*
  - ・ 障がいを理由とする差別に関する相談窓口(県障害者社会参加推進センターに設置)の相談、広報・啓発機能の強化・充実  
*《第1節 啓発・広報:案16頁》*

### (2) 地域資源の有効活用・分野横断的な連携による支援

- 主な取組等
  - ・ 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域における居住支援のための機能を整備するため、市町村等と連携し「地域生活支援拠点等」の整備を促進  
*《第2節 生活支援:案22頁》*
  - ・ 障がい者の重度化・高齢化に対応するため、市町村及び地域の自立支援協議会と連携し、「日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)」の整備促進  
*《第2節 生活支援:案27頁》*
  - ・ 農業の専門家等の事業所への派遣、マルシェ(市場)の開催、農作業等の生産活動のマッチング支援等により農福連携を推進  
*《第5節 雇用・就業、経済的自立の支援:案66頁》*

### (3) 社会生活の充実及び障がいの特性等に応じた多様な自立の支援

- 主な取組等
  - ・ 保育所等に勤務する保育士等の特別支援教育に関する専門性を高めるため、実践的な研修等を実施  
*《第3節 教育・育成:案41頁》*
  - ・ 障がい者の就労に伴う生活面の課題に対する支援を行うため、「就労定着支援」の活用による職場定着の推進  
*《第5節 雇用・就業、経済的自立の支援:案64頁》*
  - ・ 通所が困難な方を対象としたインターネットを活用した在宅での職業訓練の実施など、就職を希望する障がい者の態様に応じた職業能力を開発する取組を推進  
*《第5節 雇用・就業、経済的自立の支援:案65頁》*

### (4) 安全・安心で充実した生活環境の確保

- 主な取組等
  - ・ 内部障がい、難病の方など、外見からは分からなくても援助が必要な方へのおもいやりのある行動を県民全体へ広めるため、「ヘルプマーク」のさらなる普及・啓発  
*《第2節 生活支援:案24頁》*
  - ・ 医療機関等の空床利用による医療的ケア児等のショートステイ(短期入所)の受入れを促進し、受入れを行う医療機関等の看護師等への研修を支援  
*《第3節 教育・育成:案37頁》*
  - ・ 「障がい者・高齢者のための防災マニュアル(平成30年3月改訂)」を活用し、災害防災に備えた事前の準備や実際に災害が起こった場合の対応等についての啓発等を実施  
*《第7節 生活・環境:案80頁》*

## 5. 主な成果目標

新設	事項	現状	目標
<b>(1) 啓発・広報</b>			
○ ①	県民の障がい者への理解と認識「以前よりは深まったがまだ不十分」、「深まっていない」の合計	54.3%(2018年度)	30%以下(2023年度)
<b>(2) 生活支援</b>			
②	自立支援協議会を設置している市町村数	24市町村(2017年度)	26市町村(2023年度)
③	グループホームの一月あたりサービス提供量(※1)	1,123人(2017年度)	1,405人(2020年度)
○ ④	地域生活支援拠点等の数(※1)	0箇所(2017年度)	7箇所以上(2020年度)
<b>(3) 教育・育成</b>			
⑤	小学校における個別の教育支援計画の作成率	90.0%(2017年度)	100%(2020年度)
⑥	特別支援学校高等部卒業生の一般就労率	24.0%(2017年度)	30.0%(2020年度)
○ ⑦	保育士等キャリアアップ研修のうち、障がい児保育に関する研修の受講者数	477人(2017年度)	1,200人(2021年度)
<b>(4) 保健・医療</b>			
⑧	県内すべての地域における障がい児者協力歯科医師の人数	57人(2016年度)	70人(2023年度)
○ ⑨	精神障がい者の入院後3か月時点の退院率(※1)	65.0%(2014年度)	69.0%(2020年度)
○ ⑩	精神障がい者の入院後1年時点の退院率(※1)	89.0%(2014年度)	90.0%(2020年度)
<b>(5) 雇用・就業、経済的自立の支援</b>			
⑪	就労継続支援(A型)事業の一月あたりサービス提供量(※1)	15,927人日分(2017年度)	22,097人日分(2020年度)
⑫	就労継続支援(B型)事業の一月あたりサービス提供量(※1)	45,779人日分(2017年度)	52,387人日分(2020年度)
⑬	工賃向上対象施設の一人あたり平均工賃(月額)(※2)	18,585円(2017年度)	22,600円(2020年度)
<b>(6) 情報・コミュニケーション</b>			
○ ⑭	手話通訳者・要約筆記者養成研修修了者数(※1)	177人(2017年度)	258人(2020年度)
○ ⑮	点訳・朗読奉仕員養成研修修了者数(※1)	28人(2017年度)	30人(2020年度)
○ ⑯	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者数(※1)	10人(2017年度)	30人(2020年度)
<b>(7) 生活・環境</b>			
⑰	おもいやり駐車場制度協力施設数	1,148施設(2017年度)	1,800施設(2023年度)
⑱	路線バスのノンステップバス導入率	26%(2017年度)	40%(2023年9月末)
⑲	公営住宅のバリアフリー化率	27.7%(2017年度)	35%(2025年度)
<b>(8) 福祉を支える人づくり</b>			
○ ⑳	手話通訳者・要約筆記者養成研修修了者数(再掲)(※1)	177人(2017年度)	258人(2020年度)
○ ㉑	点訳・朗読奉仕員養成研修修了者数(再掲)(※1)	28人(2017年度)	30人(2020年度)
○ ㉒	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者数(再掲)(※1)	10人(2017年度)	30人(2020年度)
<b>(9) 行政サービス等における配慮</b>			
○ ㉓	「障がいがあることにより不当な扱いや不快感を受けたことがある」と回答した人の割合	33.4%(2018年度)	20%以下(2023年度)

※1 第5期宮崎県障がい福祉計画(平成30年3月策定)の目標値  
 ※2 宮崎県障がい者工賃向上計画(平成30年7月策定)の目標値